準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億四百十一万八千五百四十二円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月十八日であり、株主総会の決議は同年五月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十五年五月十七日

東京都港区西新橋三丁目二番一号

株式会社ナノ・メディア

代表取締役　竹井　博康

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月三日を基準日と定め同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年六月四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年五月十七日

埼玉県春日部市金崎四六七番地

東陽ガス株式会社

代表取締役　谷崎　昌一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月三日を基準日と定め同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年五月十七日

埼玉県春日部市金崎四六七番地

東陽ガス株式会社

代表取締役　谷崎　昌一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十七日

札幌市豊平区福住二条一〇丁目一五番五号

株式会社プルーデンスホーム

代表取締役　木村　隆夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十七日

秋田県男鹿市脇本脇本字前野一四七番地の一

男鹿合同生コン株式会社

代表取締役　齋藤　興司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十七日

秋田県北秋田市前山字綱前六八番

ティージー生コン株式会社

代表取締役　齋藤　興司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十七日

横浜市中区山下町二〇五番地

株式会社横浜テキスタイル倶楽部

代表取締役　川﨑　賢祥

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十五年五月十七日

大阪市中央区日本橋二丁目四番一七号

株式会社大丸白衣

代表取締役　中尾　行延

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社セールスフォース・ドットコムと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー三九階　ＳＦＪＨ株式会社

代表取締役　橋本　卓郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社オルカ・インベストメントと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十七日

名古屋市南区滝春町一番八〇

鯱バス株式会社

代表取締役　二宮　安治

限定承認公告

本籍熊本県熊本市南区富合町莎崎三一〇番地、最後の住所福岡県福岡市早良区原八丁目一八番一〇号　被相続人　亡　佐藤　和博

右被相続人は平成二十五年二月九日死亡し、その相続人は平成二十五年五月七日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十七日

福岡県福岡市早良区原八丁目一八番一〇号

相続財産管理人　佐藤眞理子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000191/i0km/

平成二十五年五月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

取締役　田所　広有

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年五月三十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法

優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金五千万円

平成二十五年五月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三一七	上	終りから七	同法四十二条	同法第四十二条
〃	〃	〃	防災計画）	防災計画」という。）
〃	下	一	第二条第三号及び第四号	第二条第三号及び第二条第三号

同日（同号外特）国土交通省告示第三百三十八号（特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一八	下	終りから三	倒壊又は	倒壊若しくは
三一九	上	一	駅等ついては	駅等については

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十六日付特第一三号九　付政府調達第九〇号四〇ペ

六ページ●同月十七日付第一〇二号六四ページ●同日

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）